



島根県報

平成20年10月14日（火）

第2,026号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第823号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町名分1287番1地先から同1201番3地先まで	前	メートル A 7.00～ 14.00	メートル 249.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B 13.00～ 111.00	210.00	
			後 B	13.00～ 111.00	210.00	
〃	田所国府線	邑智郡邑南町上田所1165番2地先から同1267番2地先まで	前	5.00～ 15.00	983.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	7.00～ 30.00	983.00	

島根県告示第824号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年10月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川出雲大社線	出雲市八島町2番2地先から同市大社町入南字浜根613番1地先まで	メートル 1,163.00	平成20年 10月14日	出雲県土整備事務所	